

道路運送車両法適用車両の取扱要領について（通達）

昭和 41 年 8 月 11 日
陸幕武第 315 号

改正 昭和 51 年 3 月 31 日陸幕武第 167 号 昭和 53 年 3 月 31 日陸幕武化第 159 号
 平成 10 年 3 月 26 日陸幕武化第 172 号 平成 12 年 3 月 27 日陸幕武化第 174 号
 平成 12 年 4 月 25 日陸幕武化第 254 号 平成 14 年 3 月 5 日陸幕武化第 117 号
 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号 平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号
 平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸 上 総 隊 司 令 官
各 方 面 総 監
各 部 隊 長 殿
各 機 関 の 長

陸上幕僚長の命により
総務課長

（例規 95）

道路運送車両法適用車両の取扱要領について（通達）

標記について、当分の間別紙「道路運送車両法適用車両の取扱要領」により
実施されたい。

道路運送車両法適用車両の取扱要領

1 一般的要領

自衛隊法第114条第1項に規定する道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。)の適用除外を受けない車両の管理、運用および整備等は、車両法に定めるところにより行うほか、陸上自衛隊車両の運行等に関する達(陸上自衛隊達第71—4号)及びこの通達並びにその都度指示するところにより実施するものとする。

2 登録

(1) 登録の名義

登録の名義は次のとおりとする。

ア 登録申請者(所有者)及び住所

陸上自衛隊、東京都新宿区市谷本村町5番1号

イ 使用者

当該車両を管理する部隊等名

ウ 登録申請代理人

当該車両を管理する分任物品管理官たる部隊等の長

(2) 部隊等が、管理する車両を登録してある運輸局、運輸支局、自動車検査登録事務所又は陸運事務所の管轄区域外の部隊等に管理換する場合の要領は次による。

ア 管理換元部隊等の処置

管理換の手続きを完了した日から15日以内に、現に登録してある運輸局長、運輸支局長、自動車検査登録事務所長又は陸運事務所長(以下「運輸局長等」という。)に、登録換の申請手続きを行うものとする。

イ 管理換先部隊の処置

車両の管理換を受けた場合は、当該部隊等が所在する地域を管轄する運輸局長等と調整のうえ、前項申請の日から30日以内に検査証の書換え及び新番号標の交付を受ける手続きを行うものとする。

3 臨時運行

臨時運行の必要が生じた場合は、車両法第34条(臨時運行の許可)及び同法第35条(許可基準等)に定める手続きを確実に行うものとし、この場合申請者は使用者とする。

4 整備管理者

車両法第50条に定めるところにより運輸局長等に届け出を要する整備管理者は、当該車両を保有するか、又は当該車両の整備業務を支援する部隊等の、車両法第51条に規定する資格又は当該部隊等が所在する地域を管轄する運輸局長等の別に定める資格を有する幹部とする。

5 整備及び検査

(1) 運輸局長の指定又は認証の取得

各補給処及び方面総監の指定する野整備部隊は、車両法第94条の2に定める指定自動車整備工場に係る運輸局長の指定又は車両法第78条に定める車両工場に係る運輸局長の認証を取得するものとする。

(2) 整備及び検査の実施

ア 部隊等は、次の各号に定める順序で、整備を実施するものとする。

(ア) 自隊で、定期点検及び車両法施行規則第3条に定める分解整備（以下「整備等」という。）以外の整備を、努めて実施する。

(イ) 運輸局長の指定又は認証を取得した補給処又は野整備部隊に、整備等及び車両法第62条に定める継続審査を支援依頼する。

(ウ) 支援を受けられない場合及び不経済な場合は、外注によることができる。

イ 部隊等から支援依頼を受けた補給処及び野整備部隊は、整備等又は継続検査を実施するものとする。